

✚ 貨物概要

ミンチ肉及びたまねぎを調味し、ボイルしたキャベツで包み、トマトケチャップで調味したロールキャベツの缶詰。肉及びキャベツは、それぞれ全重量の 15% 及び 70% で、調味に使用したトマトケチャップには砂糖（製品全体の 0.3~0.4% 程度）が含まれている。

（1 缶当たりの重量）

800 g（容器ともの重量）

✚ 分類

関税率表第 2005.99 号－2－(4)－A－(b)（統計番号 2005.99-919）の気密容器入りの混合野菜の調製品

✚ 分類理由

肉の含有量が全重量の 15%、キャベツが 70% であり、第 16 類注 2 及び第 20 類注 1 (c) の規定から、第 16 類の肉の調製品には分類されず、第 20 類の混合野菜の調製品（第 2005.99 号）に分類されます。

また、トマトケチャップ中の砂糖は、国内分類例規第 19.02 項、第 20.01 項～第 20.05 項又は第 21.06 項の「1. 関税率表番号…第 20.05 項…における「砂糖を加えたもの」の解釈について」により、「砂糖を加えたもの」とはならないこと、容器の種類、容器ともの重量から、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）